

# 道路法令関係Q&A

## 道路の敷地等の帰属について

### 道路局路政課

やすお けんたくん、もう少いで研修も終わりだねえ。一年間やってきてどうだった？

けんた 無我夢中でやってきましたから、長かったのか、短かったのか…でも、本当に楽しかったですね。

やすお 勉強にもなつたろう？（微笑）

けんた 本当に勉強になりました！（何か嫌な予感がするなあ、あの笑顔…）

やすお そこで、一年間の研修の成果をここで読者の皆様に披露するっていうのはどうかな？

けんた ええっ、な、何をすればいいんですか？（やっぱりなあ…）

やすお 道路って誰のものなの？

けんた それはやっぱり「みんなのもの」なんじゃないんですか？みんなの税金で造っているわけだし…

やすお それはそうだね。でも、道路には所有権の觀念は働かないわけかい？

けんた それはあるでしょうねえ。道路を新設するときには、用地を取得するわけですし。

やすお それなら、そういう意味でやっぱり誰かのものなんじゃないの？

けんた ということは、道路は道路管理者のものってことですか？

やすお こういふときは…

けんた はいっ、条文ですね。ええと… あっ、ありました！ 道路法第九十条です。

〔道路の敷地等の帰属〕〔抄〕

第九十条 国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（以下これを「敷地等」といふ。）は、国に、都道府県道又は市町村道の新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ当該新設又は改築をした都道府県又は市町村に帰属する。

なるほど、やっぱり道路は「道路管理者」のものなんですな…

やすお ちよっと待った！ よく読んでごらん。

「道路管理者」って書いてあるのかい？ そもそも「道路管理者」って何なのかな？

けんた たしか「道路の管理権限や管理行為を行う者」をいうんじゃないんですか？

やすお じゃあ、定義規定は？

けんた ええと… あっ、ありました！ 道路法第十八条です。

〔道路の区域の決定及び供用の開始等〕〔抄〕

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」といふ。）…〔後略〕

やすお まあ、そうだね。厳密に言えば、権限の一部代行や委任っていうのもあるけどね。話を

簡単にするために「原則的に管理を行う者」ということにして、道路の種別ごとに「道路管理者」を整理してみるかい？

けんた わかりました。じゃ、国道から…

国道の道路管理者は、①指定区間内が国土交通大臣で、②指定区間外が都道府県ですね。新設又は改築については第十二条、維持修繕その他の管理については第十三条にそれぞれ規定されています。

〔国道の新設又は改築〕

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

〔国道の維持、修繕その他の管理〕〔抄〕

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修

續、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

**やすお** そうだね。もう答えがでちゃったね。

**けんた** ええっ？

**やすお** 何か気がつかないのかい？

**けんた** ええっと… あっ、そうか！ 必ずしも

「道路管理者」に帰属するとも言い切れないわけなんですね。そうすると、道路管理者と敷地等の帰属者（所有者）が異なる場合も出てくる

ってことなのか…

**やすお** そうだね。国道といつても国土交通大臣が道路管理者なのは指定区間内だけだからね。

ついでに都道府県道と市町村道についても見ておこうか。

**けんた** 都道府県道の道路管理者は都道府県、市町村道の道路管理者は市町村です。都道府県道については第十五条、市町村道については第十六条にそれぞれ規定されています。

**（都道府県道の管理）**

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

**（市町村道の管理）** 〔抄〕

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

**やすお** そうだね。それじゃあ、有料道路についてはどうなっているんだろう？ ええっと、道路整備特別措置法…

**けんた** 第二十八条ですよ。

**（公団等が取得する有料の道路の敷地等の帰属）** 〔抄〕

第二十八条 公団等が道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、当該公団等に帰属する。

**やすお** そうだね。この他にも…

**けんた** 道路法第十七条がありますね。

**（管理の特例）**

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うべきもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うべきもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 前二項の場合におけるこの法律の規定の適用については、必要な技術的読替は、政令で定める。

**やすお** この場合はどうなるの？

**けんた** 第三項の政令である、道路法施行令第一条の五による読替により、第九十条第一項の規定中「都道府県」とあるのが、①第一項（指定市）の場合は「指定市」と、②第二項（指定市以外の市）の場合は「指定市以外の市」が帰属

者となることとなります。

**やすお** そうだね。よくできました！

**けんた** なるほどねえ… それで第四条の規定が意味を持つてくるんですね。

**（私権の制限）**

第四条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

道路を造るときはきちんと権原を取得するはずなのに何でこんな条文があるんだろうっていう疑問に思っていたんですけど…

**やすお** まあ、要するにそういうことだね。「行使することができない」って書いてあるだろ？

公物たる道路を構成する敷地等にも私権が観念し得る以上、私権を「有している」こと自体については、道路管理者と対抗関係が生じないから何ら問題ないわけだからね。ただし書が言わんとしていることはそんなところでもあるんだよ。

**けんた** そうなんですか… まだまだ勉強しなきゃいけないなあ。

**やすお** まだまだそこで納得しちゃいけないよ。

何か忘れ物はないかい？

**けんた** まだ何かあるんですかあ？

**やすお** よく考えてみれば…

**けんた** ええっと… なるほど！ 第九十条は「新設又は改築のために取得した」とあります

ね。そうかつ、この書き方からすれば、当該物件を「新設又は改築」を行った者がもとも有している、道路敷地等のために貸した形になって、地上権などの「利用権」設定によって用意されているような場合には、第九十条によって「利用権」が帰属することは格別、所有権そのものが原始的に帰属するようなことはないんだよ。道路（区域）に入ったからといって、それだけで他人様のものでいきなり全部おいらのものって法はいくらなんでもないからね。

**けんた** そりゃそうでしょう、さすがに。  
**やすお** 判例においても、私権の制限と敷地等の権原を道路管理者が有しているかどうかというのは別問題ってされているんだよ。

「正規の手続を経て当初適法に供用開始行為がなされた以上、当該道路敷地については公物たる道路の構成部分として道路法第四条の制限が加えられることとなるが、この制限は、当該道路敷地が公の用に供された結果発生するものであって、道路敷地使用の権原に基づくものではない」（最高裁昭和四十四年十二月四日判決・民集二十三卷十二号二千四百七頁）。

**やすお** ところで、旧道路法を見てごらん。現行法第九十条に該当する規定はないよね？

**けんた** そうですねえ… どうしてかなあ…

**やすお** それはね、昔は道路の種類を問わず、すべて「国の営造物」と観念されていたからなん

だよ。道路の管理についても現在と違ってすべて「機関委任事務」とされていたしね。

**けんた** そうか、そうなれば当然、そのために取得した財産も国のものってなるってわけですね。でも、現行法なら都道府県、市町村の財産となるはずなわけですから… その点の経過措置は何かなされているんですか？

**やすお** 例によって…

**けんた** 条文ですね。条文と… ああ、これですね。道路法施行法第五条第一項…

**第五条** 新法施行の際、現に旧法の規定による府県道、市道の規定により都道府県道又は市町村道（第三条の規定により路線を認定されたものとみなされるものを含む。）の用に供されるものは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条の規定にかかわらず、新法施行の際、当該都道府県道又は市町村道の存する都道府県（新法第七条第三項に規定する指定市の区域内の都道府県道については、指定市。以下本条中同じ。）又は市町村（新法第八条第三項の規定により路線を認定された市町村道については、これらの管理者である市町村）にそれぞれ無償で貸し付けられたものとみなす。〔後略〕

**やすお** そのとおり。これこそ道路の国の営造物と観念されていたことの名残だね。法律が変わったからといっておいそれと帰属を変更できるわけじゃないからねえ… とりあえずみなし規定を設けておいて、順次、「譲与」の手続を経

て地方に移管されていくことを期待したんだね。現に法定外公共物の譲与促進と軌を一にして、その手続を簡便なものとして一層の推進を

図っているところなんだよ。ところでもう一つ、条文をよく注意して読んでもらいたんだけど…

**けんた** 「…の用に供されている国有に属する土地」ってありますね。ということは、旧法下でも道路の敷地で国有財産じゃないものがあったっていう証拠ですね。なるほど。

**やすお** よく気がついたね。これで君も免許皆伝だね！（笑）あとはすべてこの「改訂3版道路法解説」（道路法令研究会編著・大成出版社）の中に充分解説されているからね。ほらっ、（といって手渡す）お錢別。

**けんた** なあーんだ、ちょっとずるいなあ（苦笑）。でも、ありがたく頂戴します。この一年間本当にお世話になりました。

**やすお** こちらこそ。本当にお疲れさま。

（終）